

「避難施設」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
20105	歩行距離	歩行距離	主要構造部が耐火構造で、避難階が1階である地上10階建てのホテルの10階の客室で、当該客室及びこれから地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料でしたものについては、当該客室の各部分から避難階又は地上に通ずる直通階段の一に至る歩行距離を60m以下としなければならない。ただし、「避難上の安全の検証」は行われていないものとする。	「令120条」に「直通階段の設置」について載っており、「ホテル」は(二)項特建であり、問題文中、耐火構造あるため、その表より、歩行距離は「50m」とわかる。また、問題文には「居室及び通路部分の壁・天井の仕上げを難燃材料とした」とあるが、2項の「+10m緩和」を適用するには、「準不燃材料」とする必要があるため、歩行距離は50m以下としなければならない。問題文は誤り。	×
02072	歩行距離	歩行距離	主要構造部を耐火構造とした地上15階建ての共同住宅において、15階の居室及びこれから地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でした場合、当該居室の各部分から避難階又は地上に通ずる直通階段の一に至る歩行距離は、60m以下としなければならない。	「令120条」に「直通階段の設置」について載っており、問題文中、「共同住宅」で主要構造部が耐火構造あるため、表中(二)より、歩行距離は「50m」とわかる。また、問題文には「居室及び通路部分の壁・天井の仕上げを準不燃」とあり、通常、2項の「+10m緩和」を適用できるが、問題文の場合「15階建て」であるため「+10m緩和」を適用することはできない。したがって、「歩行距離」は50m以下となる。(この問題は、コード「29093」の類似問題です。)	×
18071	歩行距離	歩行距離	主要構造部を耐火構造とした延べ面積6,000m ² 、地上15階建ての事務所(各階とも事務所の用途に供するもので、居室及びこれから地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でしたもの)において、15階にある事務室の各部分から各特別避難階段に至る通常の歩行経路のすべてに共通の重複区間があるときにおける当該重複区間の長さは、原則として、25m以下としなければならない。	「令120条」に「直通階段の設置」について載っており、「事務所」は特殊建築物ではなく、問題文中、耐火構造あるため、表中(三)より、歩行距離は「50m」とわかる。また、問題文には「居室及び通路部分の壁・天井の仕上げを準不燃」とあり、通常、2項の「+10m緩和」を適用できるが、問題文の場合「15階建て」であるため「+10m緩和」を適用することはできない。したがって、「歩行距離」は50m以下となる。また「令121条3項」に「重複区間」について載っており、「歩行経路のすべてに共通の重複区間があるときには、その重複区間の長さは歩行距離の1/2以下としなければならない。」と規定されているため、重複区間の長さは25m以下としなければならない。問題文は正しい。	○
21061	歩行距離	歩行距離	火災時に、建築物内にいる人が避難しようとする際、近くに避難経路がなく逃げられないという被害を抑止するために、建築基準法においては、建築物の用途等に応じ、居室の各部分から避難階又は地上に通ずる直通階段までの歩行距離やその歩行距離の重複区間の長さを制限している。	「令120条」に「直通階段の設置」について載っており、「建築物の用途等に応じた、居室の各部分から避難階又は地上に通ずる直通階段までの歩行距離」がわかる。また「令121条3項」に「重複区間」について載っており、「歩行経路のすべてに共通の重複区間があるときには、その重複区間の長さは歩行距離の1/2以下としなければならない。」と規定されている。	○
02074	歩行距離	歩行距離(メゾネット)	主要構造部を耐火構造とした地上11階建ての共同住宅におけるメゾネット形式の住戸について、その階数が2であり、かつ、出入口が一の階のみにあるものの当該出入口のある階以外の階においては、その階の居室の各部分から避難階又は地上に通ずる直通階段の一に至る歩行距離は、40m以下としなければならない。	「令120条」に「直通階段の設置」について載っており、そこで「歩行距離」について解説している。その「4項」より、「1住戸に2~3の階数を有するメゾネット型共同住宅(主要構造部を準耐火構造以上としたものに限る)の場合、出入口(玄関等のこと)のない階の居室の各部分から直通階段までの歩行距離が40m以下であるならば、同条1項の規定は適用除外となる。」とわかる。ここを説明すると「本来は各居室の同一階に直通階段への入口が必要となりますが、メゾネット型共同住宅においては住戸の各部分から直通階段に至る歩行距離が40m以下であれば、居室と直通階段の出入口が同一階になくてもよい。」ということです。(この問題は、コード「21201」の類似問題です。) → といふこと	○
02071	用語の定義	2直階段	主要構造部を耐火構造とした地上2階建て、延べ面積3,000m ² の物品販売業を営む店舗で、各階に売場を有するものにあっては、2階から避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段を設けなければならない。	「令121条」に「2直階段の設置条件」について載っており、問題文の建物は「物販店舗」であり、「二号」条件をチェックすると、「店舗(床面積の合計が1,500m ² を超える場合に限る)の用途で使用する階で、その階に売場がある場合」とある。問題文にある建物の床面積の合計は3,000m ² のため「二号条件」に該当する。よって、2直階段の設置義務が生じる。	○

「避難施設」のピックアップ問題

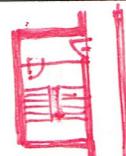
コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
04072	2直階段	2直階段	主要構造部を耐火構造とした延べ面積1,200m ² 、地上2階建ての物品販売業を営む店舗で、2階における売場の床面積の合計が450m ² のものに直通階段1か所を設けた。	<p>「令121条」に「2直階段の設置条件」について載っており、「令121条各号のうち、いずれかに該当する場合は2直階段の設置が必要。」とわかる。問題文の建物は「物販店舗」であり、「二号」条件をチェックすると、「店舗(床面積の合計が1,500m²を超える場合に限る)の用途で使用する階で、その階に売場がある場合」とある。問題文にある建物の床面積は1,500m²を超えていないため「二号条件」には該当しない。また、「一号」、「三号」、「四号」、「五号」条件のいずれにも該当しない。次に「六号口」条件をチェックすると、問題文の建物の場合、「2項」の「倍緩和」が適用され、「六号口」条件は「5階以下の階でその階における居室の床面積の合計が避難階の直上階にあつては400m²(= 200m² × 2)を超えるもの」となる。よって、2直階段の設置義務が生じる。(この問題は、コード「19084」「29083」の類似問題です。)</p> <p>（2項）倍緩和 規模・用途 規模 タブル チェック</p>	x
04071	2直階段	2直階段	主要構造部を耐火構造とした地上5階建てのホテルで、各階に宿泊室(1室当たりの床面積25m ²)が8室あるもの(2階以上の階には宿泊室以外の居室はないものとする。)に直通階段を1か所設けた。	<p>「令121条」に「2直階段の設置条件」について載っており、その「五号」条件に「ホテルの用途に使用する階で、その階における宿泊室の床面積の合計が100m²を超える場合」とある。また、問題文中に「主要構造部を耐火構造とした」とあるため、「2項」の「倍緩和」が適用され、「五号」条件は「共同住宅の用途に使用する階で、その階における居室の床面積の合計が200m²を超える場合」となる。問題文にある建物の居室の床面積の合計は200m²であり、これに該当しない。次に「六号口」条件をチェックすると、問題文の建物の場合、「2項」の「倍緩和」が適用され、「六号口」条件は「5階以下の階でその階における居室の床面積の合計が200m²を超えるもの」となるため、これにも該当しない。よって、直通階段は1か所で構わない。</p> <p>タブルチェック。</p>	○
23202	2直階段	2直階段	主要構造部が耐火構造である地上6階建ての病院(避難階は1階)で、6階における病室の床面積の合計が90m ² である場合において、その階から避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段を設けなければならない。	<p>「令121条」に「2直階段の設置条件」について載っており、その「四号」条件をチェックすると「病院の用途に使用する階で、その階において病院の用途で使用する居室の床面積の合計が50m²を超える場合」とある。ただし、問題文に、「主要構造部が耐火構造」とあるため、「令121条2項」の「倍緩和」が適用され、「四号」条件は「病院の用途に使用する階で、その用途で使用する居室の床面積の合計が100m²(= 50m² × 2倍)を超える場合」となるため該当せず、問題文の階は、「六号」の「前各号に掲げる階以外の階」となり、「イ」の「6階以上の階でその階に居室を有するもの(第一号から第四号までに掲げる用途に供する階以外の階で、その階の居室の床面積の合計が100m²を超える所定の規定に適合するものが設けられているものは除く。)」に該当する。問題文の「病院」は「四号」に掲げる用途であるため、カッコ書きの適用除外は受けない。つまり「6階以上の階でその階に居室を有するもの」に該当するため、2直階段の設置義務が生じる。</p> <p>→～四号の用途は、6階以上ならば 規模にかかるよ～六号で2直。</p>	○
05073	2直階段	2直階段	診療所(特定階を有し、病室の床面積の合計が110m ² で、主要構造部を準耐火構造としたもの)について、各階から避難階に通ずる直通階段(間仕切壁及び所定の防火設備により当該階段の部分以外の部分と区画されているもの)を1か所設けた。	<p>「令121条」に「2直階段の設置条件」について載っており、その「四号」条件に「診療所の用途に使用する階で、その階における居室の床面積の合計が50m²(2項・倍読み緩和で100m²)を超える場合」とある。ただし、「4項」より、「特定階を有する階数が3以下で病室の床面積が200m²未満の診療所の場合、各階から避難階に通ずる直通階段(間仕切壁及び所定の防火設備により当該階段の部分以外の部分と区画されているもの)が、2以上要求される規定(1項の規定)は、適用されない。」とわかる。よって正しい。</p>	○
30094	テンポ出入口・屋上広場	物販店舗の階段	各階を物品販売業を営む店舗の用途に供する地上3階建ての建築物(各階の床面積600m ²)においては、各階における避難階段の幅の合計を3.0m以上としなければならない。	<p>「令124条」に「物販店舗の階段・出入口の幅」について載っており、その「一号」より「各階における避難階段及び特別避難階段の幅の合計は、その直上階以上の階のうち床面積が最大の階における床面積100m²につき、60cmの割合で計算した数値以上にしなければならない。」とわかる。問題文の場合、避難階段の幅の合計を3.6m以上とする必要があるため誤り。</p> <p>600/100 × 0.6 = 3.6m</p> <p>（忘れたら引けばいい） 物販3 × 600m² = 1,800m² (= 500m²超)</p>	x 1カ所 ではなく 合計
01084	テンポ出入口・屋上広場	屋上広場等	地上5階建ての共同住宅において、2階以上の階にあるバルコニーの周囲には、安全上必要な高さが1.1m以上の手すり壁、さく又は金網を設けなければならない。	<p>「令126条」に「屋上広場等」について載っており、「2階以上の階にあるバルコニー等には、安全上必要な高さが1.1m以上の手すり壁、さく又は金網を設けなければならない。」とわかる。問題文は正しい。尚、「令117条」にある「避難規定の適用範囲」より、「適用除外」となるケースがありますのでご注意ください。(この問題は、コード「20104」「27073」の類似問題です。)</p>	○

「避難施設」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
06084	敷地内通路・地下街	敷地内通路	延べ面積1,200m ² 、地上3階建ての集会場の客用に供する屋外への出口の戸は内開きとはせず、敷地内には当該出口から道又は公園、広場その他の空地に通ずる幅員が1.5m以上の通路を設けなければならない。	「令125条2項」より、「集会場の客用に供する屋外への出口の戸は、内開きとしてはならない。」とわかる。また「令128条」に「敷地内通路」について載っており、「敷地内には屋外に設ける避難階段から道又は公園、広場その他の空地に通じる幅員は、原則として、1.5m以上の通路を設けなければならない。」とわかる。 1.5m(or 0.9m), 適用範囲と改定(令128条)	○
29103	排煙設備	無窓居室	延べ面積500m ² の事務所において、開放できる部分の面積の合計が2m ² の窓(天井から下方80cm以内の距離にあるもの)のある床面積120m ² の事務室には、原則として、排煙設備を設けなければならない。	「令126条の2」に「排煙設備の設置が必要な建物条件」について載っており、「①～④」項特建に該当する建築物で、延べ面積が500m ² を超える場合、②階数が3以上で延べ面積が500m ² を超える建築物(高さが31m以下の部分にある居室で100m ² 以内ごとに防煙壁で区画されたものを除く)、③無窓居室、④延べ面積が1,000m ² を超える建築物の居室で、その床面積が200m ² を超えるもの(高さが31m以下の部分にある居室で100m ² 以内ごとに防煙壁で区画されたものを除く)には、原則として排煙設備を設けなければならない。」とわかる。このうち、③の無窓居室については、「令116条の2第二号」より、「開放できる部分(天井から下方80cm以内の距離にあるもの)の面積の合計が、居室の床面積の1/50以上あれば、無窓居室にならない。」とわかる。問題文の場合、1/60(2m ² /120m ²)であり、③に該当する。よって、排煙設備を設置しなければならない。(この問題は、コード「20115」の類似問題です。) 無窓居室 → 何の無窓? (数値が異なり)	○ [建物2] [居室2]
22093	排煙設備	100m ² 区画緩和	耐火構造の床若しくは壁又は防火戸その他政令で定める防火設備で床面積200m ² 以内に区画された共同住宅の住戸の居室には、窓その他の開口部で開放できる部分(天井又は天井から下方80cm以内の距離にある部分に限る)の面積の合計が、当該居室の床面積の1/50未満の場合、排煙設備を設けなければならない。	「令126条の2」に「排煙設備の設置が必要な建物条件」について載っており、「(一)～(四)」項特建に該当する建物で、延べ面積が500m ² を超える場合は排煙設備を設置しなければならない。」とわかる。ただし、「令126条の2第一号」より、「(二)」項特建で、準耐火構造以上の壁・床・防火設備で100m ² 共同住宅の住戸にあっては200m ² 区画されているものについては、適用除外となる(通称: 100m ² 区画緩和)。問題文の建物は「共同住宅」であり、「(二)」項特建に該当し、200m ² 区画されているため排煙設備の設置義務は生じない。問題文は誤り。 除外グループ(二号) 「以下「学校等」という ・准耐火規則 ・内装制限	✗
02092	非常用照明	設置条件	地上5階建ての共同住宅において、5階の住戸から地上に通ずる廊下及び階段が採光上有効に直接外気に開放されている場合、当該廊下及び階段に非常用の照明装置を設けなくてもよい。	「令126条の4」に「非常用照明の設置が必要な建物条件」について載っており、「①「所定の特殊建築物の居室」、②「階数が3以上で延べ面積が500m ² を超える建築物の居室」、③「無窓居室」、④「延べ面積が1,000m ² を超える建築物の居室」と、「①～④」の居室から地上に通ずる廊下・階段その他の通路(採光上有効に直接外気に開放された通路を除く。)には、原則として、非常用の照明装置を設けなければならない。」とわかる。問題文の廊下・階段は「採光上有効に直接外気に開放されている」とあるため、設けなくてもよい。よって正しい。	○ [居住4つ + 廊下・階段]
29094	非常用照明	設置条件	主要構造部を耐火構造とした延べ面積が1,000m ² 、地上3階建ての病院の病室には、非常用の照明装置を設けなくてもよい。	「令126条の4」に「非常用照明の設置が必要な建物条件」について載っており、「(い)欄(一)」項～(四)項特建の居室及び居室から地上へと通じる通路部分には非常用照明を設置しなければならない。」とわかる。また、ただし書きで「次の各号のいずれかに該当する場合は適用除外となる。」とあり、その「二号」に「病院の病室」は該当するため非常用の照明装置を設けなくてもよい。 病室以外は設置	○
04091	非常用照明	設置条件	延べ面積2,000m ² 、地上2階建てのボーリング場の2階の居室から地上に通ずる屋内の廊下及び階段の部分には、非常用の照明装置を設けなければならない。	「令126条の4」に「非常用照明の設置条件」について載っており、そのただし書き(除外規定)として、「三号」に「学校等」とある。「学校等」については、「令126条の2第1項第二号」に載っており、「学校、体育館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場を「学校等」という。」とわかる。問題文のボーリング場は、これに該当するため適用除外となる。よって誤り。 ・美術館、博物館、圖書館は居ない	✗
21202	非常用照明	設置条件	階数が3以上で延べ面積が500m ² を超える建築物の居室で、避難階又は避難階の直上階若しくは直下階の居室で避難上支障がないものその他これらに類するものとして国土交通大臣が定めるものには、非常用の照明装置を設けなくともよい。ただし、「避難上の安全の検証」は行われていないものとする。	「令126条の4」に「非常用照明の設置が必要な建物条件」について載っており、「(い)欄(一)」項～(四)項特建の居室及び居室から地上へと通じる通路部分には非常用照明の設置義務が生じる。」とわかる。また、ただし書きで「次の各号のいずれかに該当する場合は適用除外となる。」とあり、問題文は、その「四号」の「避難階又は避難階の直上階若しくは直下階の居室で避難上支障がないものその他これらに類するものとして国土交通大臣が定めるもの」に該当するため、非常用の照明装置を設けなくともよい。 告示(14-1号) 避難階段: 歩行キャット30m 直上・直下階段 - 20m → 避難階段	○ [屋外↑] [直上・直下階段 - 20m → 避難階段]

「避難施設」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
04094	非常用進入口	設置条件	建築物の高さ31m以下の部分にある3階以上の各階において、道に面する外壁面に直径1m以上の円が内接できる窓で、格子その他の屋外からの進入を妨げる構造を有しないものを、当該壁面の長さ10m以内ごとに設けている場合には、非常用の進入口を設けなくてもよい。	「令126条の6」に「非常用進入口の設置条件」について載っており、その「二号」より「道に面する外壁面に、直径1m以上の円が内接できる窓又は幅及び高さが、それぞれ、75cm以上及び1.2m以上の窓で、格子その他の屋外からの進入を妨げる構造を有しないもの（通称：代替進入口）を当該壁面の長さ10m以内ごとに設けている場合においては、非常用の進入口の設置義務は生しない。」とわかる。（この問題は、コード「21203」「29092」の類似問題です。）	○
06081	非常用進入口	設置基準	建築物の高さ31m以下の部分にある3階以上の各階において、非常用の進入口の設置が必要な場合、外壁面の長さ40m以内ごとにこれを設けなければならない。	「令126条の6」、「令126条の7第一号、二号」より、「建築物の高さ31m以下の部分にある3階以上の階には、原則として、道に面する各階の外壁面に40m以下の間隔で非常用の進入口を設けなければならぬ。」とわかる（「令126条の6」ただし書き）より、所定の「代替進入口」を壁面の長さ10m以内ごとに設けても構わない。よって誤り。 	×
05074	避難安全検証法	階避難安全検証法	階避難安全検証法により、火災発生時ににおいて建築物の階からの避難が安全に行われることを検証するため、「当該階の各居室ごとに、当該居室で火災が発生した場合に当該居室の在室者の全てが当該居室から安全に避難できること」とび「当該階の各火災室ごとに、当該火災室で火災が発生した場合に当該階に存する者の全てが当該階から安全に避難できること」を確かめた。	「令129条3項」に「階避難安全検証法」について載っており、「（一号イ）当該階の各居室ごとに、当該居室に存する者の全てが当該居室において火災が発生してから当該居室からの避難できること」、「（一号ニ）当該階の各火災室ごとに、階に存する者の全てが当該火災室で火災が発生してから当該階からの避難できること」を確かめる方法がある。よって正しい。尚、階避難安全検証法には、「3項一号（通称：避難時間判定法）」と「3項二号（通称：煙高さ判定法）」がある。（この問題は、コード「29061」の類似問題です。） 	○
02083	避難安全検証法	排煙設備	主要構造部を耐火構造とした地上5階建て、述べ面積5,000m ² の事務所において、最上階が階避難安全性能を有するものであることについて階避難安全検証法により確かめたので、最上階に排煙設備を設けなかった。	「令129条1項」より、「主要構造部が準耐火構造又は、不燃材料で造られた建築物で、階避難安全性能を有するものであることについて①階避難安全検証法により確かめられたもの又は②大臣認定を受けたもののうちのどちらかに該当する場合、排煙設備の設置（令126条の2）は適用除外となる。」とわかる。問題文は正しい。 	○
24084	避難安全検証法	防火区画	主要構造部を不燃材料で造った地上15階建ての建築物において、全館避難安全性能を有するものであることについて、全館避難安全検証法により確かめられたので、床面積の合計200m ² 以内ごとに耐火構造の床及び壁により区画した。	「令129条の2第1項」より、「主要構造部が準耐火構造又は、不燃材料で造られた建築物で全館避難安全性能を有するものであることについて①全館避難安全検証法により確かめられたもの又は②大臣認定を受けたもののうちのいずれかである場合、一部の規定は適用除外となる。」とわかる。防火区画（令112条）の規定に関して、「高層区画」「堅穴区画」「異種用途区画」は、適用除外となる（「面積区画」は適用除外となる）。問題文の場合、本来、高層区画となる部分が、適用除外となる。よって正しい。 	○
21102	避難安全検証法	非常用照明	鉄筋コンクリート造、延べ面積1,000m ² 、地上3階建ての病院において、全館避難安全検証法により、全館避難安全性能を有することが確かめられた場合、非常用の照明装置を設けなくてもよい。	「令126条の4」に「非常用照明の設置が必要な建物条件」について載っており、「階数が3以上で、延べ面積が500m ² を超える建築物の居室には非常用照明の設置義務が生じる。」とわかる。一方、「令129条の2第1項」より、「主要構造部が準耐火構造又は、不燃材料で造られた建築物で、全館避難安全性能を有するものであることについて①全館避難安全検証法により確かめられたもの又は②大臣認定を受けたもののうちのいずれかである場合、一部の規定は適用除外となるが、「非常用の照明装置の規定（令126条の4）」は適用除外となる。」とわかる。 	×
03072	避難安全検証法	特別避難階段の構造	各階が階避難安全性能を有することについて、階避難安全検証法により確かめられた地上20階建ての共同住宅（主要構造部を耐火構造とした耐火建築物）において、特別避難階段の階段室及び付室の天井及び壁の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を準不燃材料で造った。	「令129条1項」より、「主要構造部が準耐火構造又は、不燃材料で造られた建築物で階避難安全性能を有するものであることについて①階避難安全検証法により確かめられたもの又は②大臣認定を受けたもののうちのいずれかである場合、一部の規定は適用除外となる。」とわかる。ただし、特別避難階段の構造に関する規定（令123条3項第四号）は適用除外とはならないため、問題文の建物における特別避難階段の階段室の天井及び壁の室内に面する部分の仕上げは不燃材料とし、かつ、その下地を不燃材料で造らなければならない。問題文は「下地を準不燃材料で」とあるため誤り。（この問題は、コード「18065」「24083」の類似問題です。）	×



・階避難室（安全確保が前提）

に逃げきらうとする。適用除外にござる。

・単純に読み落としてしまい「不燃」「準不燃」の意味をつかむ。